二　当該年度に実施された鯨類科学調査の実施年月日
三　当該年度に実施された鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあっては、捕獲した鯨類の種類及び頭数を含む。）
四　当該年度に実施された鯨類科学調査により収集された科学的情報
五　当該年度に実施された鯨類科学調査により得られた科学的知見
六　その他参考となるべき事項

2　法第七条第三項の規定による結果の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
一　鯨類科学調査の実施海域
二　鯨類科学調査の実施年月日
三　鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあっては、捕獲した鯨類の種類及び頭数を含む。）
四　鯨類科学調査により収集された科学的情報
五　鯨類科学調査により得られた科学的知見
六　その他参考となるべき事項

（指定鯨類科学調査法人以外の者による鯨類科学調査の実施）

第四条　農林水産大臣は、法第八条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主体（以下「実施主体」という。）としようとする者に対し、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、住所、代表者の氏名及び事務所の所在地）を記載した書面並びに次に掲げる書類の提出を求めることができる。
一　その者が個人である場合には、住民票の写し及び略歴
二　その者が法人である場合には、定款、登記事項証明書、役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面並びに鯨類科学調査の実施に関する意思の決定を証する書面

2　農林水産大臣は、実施主体を決定したときは、遅滞なく、その旨及び期間をその者に通知するものとする。

第五条　法第八条第二項の規定による報告については、第三条の規定を準用する。

第六条　農林水産大臣は、実施主体が鯨類科学調査を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、実施主体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　農林水産大臣は、実施主体が前項の規定による命令に違反したときは、その者を実施主体としないこととすることができる。この場合において、農林水産大臣は、遅滞なく、その旨をその者に通知するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第千四百十号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成三十年内閣府告示第六十二号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成三十年六月十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業及び課税の特例措置活用事業

○内閣府告示第千四百十一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成三十年内閣府告示第六十三号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成三十年六月十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略道路占用事業、歴史的建築物利用宿泊事業、課税の特例措置活用事業、国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、公立国際教育学校等管理事業、国家戦略特別区域陽電子放射断層撮影装置使用柔軟化事業、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業及び地域農畜産物利用促進事業

○内閣府告示第千四百十二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成三十年内閣府告示第六十四号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成三十年六月十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　養父市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　養父市　中山間農業改革特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、歴史的建築物利用宿泊事業、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、法人農地取得事業、国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業及び国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

○内閣府告示第千四百十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成三十年内閣府告示第六十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成三十年六月十四日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議
二　国家戦略特別区域の名称　福岡市・北九州市グローバル創業・雇用創出特区
三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略道路占用事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業、ユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業、高年齢者等への重点的な就職支援のための「シニア・ハローワーク」の設置、都市公園占用保育所等施設設置事業、特定実験試験局制度に関する特例事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、特産酒類の製造事業、航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認関連事業、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業、課税の特例措置活用事業及び国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業